

6 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

意見書第5号から意見書第9号まで

令和7年6月27日

提出議案

意見書第5号 米の価格の抑制および安定供給を求める意見書（案）…2

意見書第6号 アメリカの関税措置に対応した企業支援策の拡充を求める意見書
（案）…4

意見書第7号 「トランプ関税」撤回を米国に要求することを求める意見書（案）
…6

意見書第8号 物価高騰の緊急対策として消費税5%減税の実施を求める意見書
（案）…9

意見書第9号 所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）…11

意見書第5号

米の価格の抑制および安定供給を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和7年6月27日

草津市議会議長

西村 隆行 様

提出者

草津市議会議員

瀬川 裕海

賛成者

草津市議会議員

小野 元嗣

西垣 和美

藤井 三恵子

米の価格の抑制および安定供給を求める意見書（案）

昨年来、米の小売り販売価格は大幅に急騰しており国民生活に大きな影響を与えている。

そのような状況の中、政府は、米価高騰の抑制や流通における課題を解消するため、備蓄米の活用を決定して、競争入札を実施し流通させたところであるが、改めて随意契約に変更し、備蓄米を小売業者等に売り渡すなど、立て続けに対策が講じられているところである。

備蓄米の流通拡大により、小売店に備蓄米を含めた米が店頭に並び、安定した価格で消費者の選択肢の幅が広がることが大切である。

極端な高額な米価は消費者の米離れが懸念される。また、流通・販売過程に対して不要な懸念を国民に与えるものになる。なによりも米生産者の大変厳しい経営状態の改善が行われることが重要である。

よって国におかれては、米価格高騰に対して様々な手段を講じながら、消費者にとって安定的な価格を早期に実現するとともに、米生産者を支援するためにも、下記のとおり、米の安定供給に向けた抜本的な対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 備蓄米の活用や流通の円滑化により、国民のニーズに応える価格と供給量確保を早急に行い、消費現場にその効果が早急に表れるように取り組むこと。
- 2 米生産者が意欲を持って営農を続けられることができるよう支援を行うこと。また、米需要実態等に応じた生産量を確保できるよう、生産地との密な意見交換やきめ細やかな情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

滋賀県草津市議会
議長 西村 隆行

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣

あて

意見書第6号

アメリカの関税措置に対応した企業支援策の拡充を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和7年6月27日

草津市議会議長

西村 隆行 様

提出者

草津市議会議員

瀬川 裕海

賛成者

草津市議会議員

小野 元嗣

西垣 和美

意見書第6号

アメリカの関税措置に対応した企業支援策の拡充を求める意見書（案）

アメリカは2月以降立て続けに、世界各国に関税の引き上げを表明し、個別に関税交渉が行われている。今般のアメリカの関税措置は、金融市場に動揺を与え、貿易摩擦の厳しさは増している。世界経済・地域経済そして国民の暮らしへの影響などの先行きの不確実性が増している。

特に、我が国の基幹産業の一つである自動車関連企業を含め多くの企業が、今後の経営方針や経営判断に深刻な影響を与えていることは想像に難くない。その影響をもっとも受けるのは日本の経済を支える中小企業である。中小企業は、企業総数の99.7%を占め、雇用も約7割を担っている。まさに、日本の中小企業は地域の経済や生活を支える基盤であり、日本の経済成長には欠かすことができない存在である。

よって国においては、アメリカの関税措置に対し下記の通り施策を講ずることを求める。

記

- 1 日本政府は、早急に日本の利益につながる合意実現に向けて、精力的に交渉・調整を行うこと。
- 2 特に中小企業事業者を対象とした相談窓口等の体制を整備すること。また、最新の状況を国民や事業者に対して適宜発信すること。
- 3 アメリカの関税措置による影響を受けた事業者に対して、緊急融資を行うなど、適切な対応を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

滋賀県草津市議会
議長 西村 隆行

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣

あて

意見書第7号

「トランプ関税」撤回を米国に要求することを求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和7年6月27日

草津市議会議長

西村 隆行 様

提出者

草津市議会議員

藤井 三恵子

賛成者

草津市議会議員

西川 仁

意見書第7号

「トランプ関税」撤回を米国に要求することを求める意見書（案）

米国・トランプ政権が4月に発動した関税措置（以降トランプ関税とする）により、世界経済が危機に直面している。同政権は税率の一部適用を停止したものの、ほぼすべての国・地域に一律に適用する10%の最低税率は継続するとしている。

これにより日本国内では、輸出関連企業にとどまらず幅広い分野に悪影響が広がりつつあり、雇用や賃金の抑制など国民生活と日本経済の全体の落ち込みが懸念されている。さらに、米国側は、日本が米国の自動車や農産物を受け入れていないとし、関税率引き上げの見直しを条件に受け入れ拡大を求めている。また、日米安全保障条約に基づく相応の負担を日本が行っていないとして負担増を迫ろうとしている。しかし、これらの関税率引き上げの根拠も安全保障条約に基づく負担についての指摘も、事実に基づいていない。

「トランプ関税」は、米国自らが決めた国際協定の一方的な破棄であり、各国の経済主権を侵害する行為であり、世界の幅広い国々から自国の経済主権を守る立場での批判が相次いでいる。国連安全保障理事会の非公式協議でも、米国の一方的な貿易措置が国際経済秩序を損なっているという指摘が行われた。日米交渉が現在行われているが、わが国も国民生活と日本経済を守ることを最優先に臨むべきである。

よって、政府および国会は、米国との交渉にあたり下記事項を行うよう求める。

記

1. 「トランプ関税」撤回を米国に対し直ちに求めること。
2. コメの輸入拡大要求は拒否すること。コメ、牛肉、豚肉、ジャガイモ、乳製品、トウモロコシなどのさらなる輸入自由化を交渉の材料にしないこと。
3. 国際社会と連携し経済主権・食料主権を尊重する新たな貿易ルール構築をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

滋賀県草津市議会
議長 西村 隆行

内閣総理大臣
総務大臣



あて

意見書第8号

物価高騰の緊急対策として消費税5%減税の実施を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和7年6月27日

草津市議会議長

西村 隆行 様

提出者

草津市議会議員

藤井 三恵子

賛成者

草津市議会議員

西川 仁

物価高騰の緊急対策として消費税5%減税の実施を求める意見書（案）

円安などを起因として急激な物価高騰が国民生活に悪影響を及ぼしており、消費者物価指数は今年4月に前年同月比3.6%上昇と44か月連続で上昇した。

他方、名目賃金から物価変動の影響を除外した実質賃金は、1996年をピークに2023年まで年収で約74万円低下している。消費税率8%から10%増税した以降、さらに家計負担は大きくなっており、経済的困窮が拡大している。消費税は、買い物をすれば必ず支払う必要があり、かつ税率も一律であることから低所得者ほど負担が大きく、事業者には消費税分を商品価格に転嫁できなくても課税され、経営が赤字であっても納税義務が生じていることから、物価高騰に苦しむ国民の暮らしと中小企業の事業活動を守ることが緊急対策として、消費税率5%への減税が急務となっている。

実際、昨年11月に実施された民間の世論調査では、消費税の減税に賛成と答えた率が、約6割で、消費税の減税が国民から求められていることは明白であり、実施に当たっては財源として、中小企業を除く法人税率を直近の段階的引き下げ以前の水準である28%に戻すなど、大企業や富裕層を優遇した税制を正して応分の負担を求める税制改革を実施することにより年間14.6兆円を確保することが可能である。

本来、税制及び財政は、所得の再配分によって暮らしを守り格差を是正するためにあるが、低所得者からも税を取り立てる現行の消費税の仕組みは、生活していくために最低減必要なお金には課税しない生計費非課税の原則や負担能力に応じて課税を行う応能負担原則に反するものになっているのが現状である。

よって、国に置かれては国民の暮らしと中小企業の事業活動を支えるため、物価高騰の緊急対策として消費税を直ちに5%へ引き下げよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

滋賀県草津市議会
議長 西村 隆行

内閣総理大臣
総務大臣

□
あて

意見書第9号

所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和7年6月27日

草津市議会議長

西村 隆行 様

提出者

草津市議会議員

藤井 三恵子

賛成者

草津市議会議員

西川 仁

所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）

中小零細業者の営業は、家族全体の労働にて支えられています。しかし、日本の税制は、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めていません。

家族従事者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族は50万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも達していません。これでは家族従事者の社会的、経済的自立を妨げ、後継者不足に拍車をかけており、また戦前の家父長制のなごりである第56条により、家族従業者は社会保障や行政手続きなどの面でも不利益を受けています。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第57条）とありますが、これは税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方でも納税者を差別するものです。しかも、2014年から全ての中小業者に記帳が義務化されたので、所得税法第57条による差別は認められません。

家族従業者の人権を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書は、全国579自治体（2025年1月現在）で採択されています。こうした運動を反映し、第5次男女共同参画基本計画は「女性が家族従事者として果たしている役割に鑑み」と明記し、「税制などの各種制度のあり方を検討する」としています。世界の主要国では、家族従事者の働き分を必要経費と認めています。国連女性差別撤廃委員会は2024年「女性の経済的自立を促進するため、所得税法第56条を改正し、女性の家族企業での就労を認める」ことを日本政府に勧告しました。早急に改善することが求められています。

よって、下記のことを強く要望する。

記

1. 所得税補第56条の廃止を早急に行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

滋賀県草津市議会
議長 西村 隆行

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣



あて